

車両の処分予告

愛媛４００で・８＊＊は当該駐車場管理規程第３０条で定めている「引取り催告の期限内に引取りがなされてなかった車両」に該当しています。

このため、催告をした令和７年４月１４日から９０日を経過した後、同管理規程第３０条により、車両を処分いたします。

当車両の使用者は、早急に車両を出場させてください。

令和７年６月１８日

高知事務所長